

第5次山陽小野田市障害者計画（案）、第7期山陽小野田市障害福祉計画（案）、第3期山陽小野田市障害児福祉計画（案）の概要について

1 趣旨

- ・障がい者施策は、障害者基本法を軸に展開されており、同法では共生社会の実現を目的とした障がい者施策の基本原則や施策の方向性を規定している。また、障がい者・障がい児に提供される障害福祉サービス等は、障害者総合支援法、児童福祉法に規定されている。
- ・この体系の下、市における障がい者施策の方向性を定めるのが、「障害者計画」、具体的な障害福祉サービス等の内容、提供量等の見込みを示すのが「障害福祉計画」（18歳以上）、「障害児福祉計画」（18歳未満）である。
- ・については、現在の計画が令和5年度末で期間が満了することから、3つの計画について、新たに本市の計画を策定する。計画の法的根拠、計画期間等の詳細については、2ページ、3ページのとおり。

2 現計画からの主な変更点

(1) 第5次山陽小野田市障害者計画

①基本理念の変更

- ・障害者基本法第1条では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを、法律の目的としている。
- ・この目的に沿って、本市においても障がい福祉施策及び障害福祉サービスを実施することから、合致するよう基本理念を変更した。

変更後

「障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく共生することができるまちづくり」

変更前

「障がいのある方が安心して自立できる環境づくり」

②市の施策を、市独自の体系から、国の「第5次障害者基本計画」の施策体系に変更（17ページ）

- ・障害者基本法において、「市は、国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本として、市における障がい者の状況等を踏まえ、市における障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」とされており、市の施策を検証する上で分かりやすく、効率的であると判断したため。

(2) 「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」

- ・国が新たに定めたサービス「就労選択支援」（令和7年10月～）を追加。

3 市総合計画との整合

- ・3つの計画は、山陽小野田市総合計画、山陽小野田市地域福祉計画と整合をとっており、3つの計画（障害福祉施策の理念や方向性、障害福祉サービスの提供）の内容を網羅したものとして、「1 障害福祉サービスの充実」「2 障がい者が安心して暮らせる地域づくり」の2つの基本事業を柱建てとして、総合計画に掲載している。（3ページ、17ページ）